

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

むつ市長

市町村名 (市町村コード)	むつ市 (2208)
地域名 (地域内農業集落名)	むつ地区 (新田、烏沢、川代、出戸、浜関根、北関根、高梨、南関根、水川目、名古平、椀山、宮後、尻釜、女館、栗山町、柳町、田名部町、赤坂、土手内、斗南岡、最花、酪農、品ノ木、長坂、岩菜、金谷、越葉沢、海老川町、緑町、若松町、南町、赤川町、南赤川町、金曲、大曲、一里小屋、大室平、金谷沢、神山、二又、今泉、石蔵平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓、旭町、山田町、並川町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、桜木町、宇曾利川、新城ヶ沢、城ヶ沢、永下、泉沢、近沢、角違、大川目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月27日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

むつ地区では、全域で経営所得安定対策の対象となる飼料作物(牧草)の作付を地域ごとの農業組合で行っているが、半数近くの組合が畑地化を選択している。規定の期間が終了するまでは飼料作物の作付を行うことになるが、その期間が過ぎた後に何を作付するかは決めかねている状況である。
また、新しい品目を作付する場合でも人手や機械購入費用の不足、新規就農者の参入、規模拡大においては土地の所有者が不明で手続きに時間がかかるなどの課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

むつ地区で最大の面積の飼料作物を、今後も続けていくのか、もしくは別の品目を作付するのかは、むつ市の農業全体に影響する内容であるため、地域の担い手と協議を続け、市としての方針を定めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,100 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,100 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者への農地の集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
意向把握調査の結果、ほとんどの土地所有者が所有農地の今後を「わからない」と回答するか、無回答だったため、今後も所有者の意向把握につとめ、農地中間管理機構への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では基盤整備の予定はないが、今後要望があった際は事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地に適した作物について、地域内外に発信し、新規就農の希望があった場合は、市、県、農協等、関係機関で必要な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の関係機関で、適宜必要なサポートを行っていく。協議の場では、参加者から労働力について、外国人労働者を募ることはできないか、との意見があったため、活用できるサービス、支援事業などを確認し、周知していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①サル、クマ、カモシカなどの被害が発生した場合は、速やかに市へ情報が伝わるようにし、猟友会と連携して対処していく。
- ④水田に作付している飼料作物は、今後も畑地化が進むと予想されるため、スムーズに畑地化に移行できるよう地域農業再生協議会と連携していく。
- ⑥協議の場で、燃料・資源作物とはどういったものかという質問があったため、品目とそれに伴う補助などを調査し、周知していく。
- ⑦中野沢地区で多面的機能支払交付金を活用しているため、今後も継続する。また、別地区でも多面的機能支払交付金の活用を検討したいとの要望があったため、申請に向けて支援していく。